

魏志倭人伝における前漢書の道里等書式の踏襲

牧 健 二

【要約】 先に本誌の本年第三号に私は「第二—三世紀における倭人の社会」と題する小篇を発表するに当たり、魏志の倭人伝が従来不可解の書の如くになっている理由を二つあげ、その一は、この書の行程記事が一定書式で書かれているにかかわらず、学者各自の着想に任せた自由な読み方が行なわれていること、その二は、倭人伝が烏丸鮮卑東夷伝の末端の一節であるにかかわらず、独立の一書であるかの如き扱い方をされていることであるとした。そしてあの論文では倭人伝を烏丸鮮卑東夷伝の一部として読むことにより倭人の社会を考えたのであるが、今この拙稿では倭人伝に使用された書式が、前漢書の地理志・西域伝・西南夷伝などの道里等記載の書式を踏襲したものであることを冒頭に掲げた項目に従うて明らかにし、且それが女王国の国制にかんする法理と一致することを説き、正しい解説が何であるかについて考えた。殊に倭人伝難解の原因の一つが後漢書における誤解に由来することを指摘する。

第一 倭の各国の地理的位置にかんする記載について

一 狗邪韓国伊都国間の行程記事における前漢書地理志粵地条の連続的行程書式の踏襲

二 伊都国以後の行程記事における前漢書西域伝の列拳的行程書式の踏襲

三 水行十日陸行一月の書式における前漢書西域伝の列拳的書式の採用の証明

第二 倭国の領域にかんする記載について

一 前漢書及び魏志の行程書式にもとづく女王国
邪馬台国説に対する批判

二 「自女王国以北、其戸数道里可略載」と前漢書西南夷伝及び西域伝の書式との関連

三 「其余旁国遠絶、不可得詳」及び「計其道里、当在会稽东冶之东」と前漢書地理志粵地条との関連

第三 前漢書の行程書式の踏襲の理由及び後漢書・梁書における倭人伝の内容の誤記

一 魏志倭人伝における前漢書を参考しその行程書式を踏襲した理由

二 梁書における伊都国以後の行程記事の連続式改作とその発生理由

三 後漢書における倭國の領域及び構成の誤認とその原因及びその後世に及ぼした影響

む す び

第一 倭の各国の地理的位置にかんする

記載について

魏志倭人伝を理解するにはその行程記事の矛盾のない解説が先決条件である。ここに行程とは甲乙兩地間の距離であつて里数又は日数で書かれているが、表現の用語及び書式が問題だと思ふ。魏志及びその書式の先例となつた前漢書では道里^②なる語が用いられている。倭人伝は至の字でつづられた行程記事の全文中、狗邪韓国と伊都國とでは至の字を使用して段落を立て、郡から狗邪韓国までと、狗邪韓国から伊都國までと、伊都國から邪馬台國までと三段の区分を設けているが、この中第一段の行程は一回限りだから問題はない。第二段と第三段とは行程が各々四回あるが、両方の書式に多少の相違があるとは一見して明白であり、第三段中の水行十日陸行一月は特殊な表現形式であるから、それらが何を意味するかについては特に考究を要するものがある。

一 狗邪韓国伊都國間の行程記事における前

漢書地理志粵地条の連続的行程書式の踏襲

魏志倭人伝のこの区間の原文から、行程の部分だけを抜き書きする

と次の如くである。

始度^一一海^二千余里、至^三对馬國^{云々}。又南渡^一一海^二千余里、名曰^三瀚海、至^四一大^支國^{云々}。又渡^一一海^二千余里、至^三末盧國^{云々}。東南陸行五百里、到^四伊都國^{云々}、郡使往来常所^五駐^六。

この文は最初を始の字でおこし、海路の進行を又の字でつらねて陸行につづけ、最後地への到達を到の字でとめている。对馬一支・末盧の三国への到着を至とし、伊都國への到着のみは到にしているが、これは「郡使往来常所駐」の伊都國で邪馬台までの全記事中の段落をつけると同時に、狗邪韓国から右の三国をへて伊都國に到達するという進行の終結を意味せしめるための、魏志の特別の用字法に従うているのである。然るにこの第二段と同じ形式の文体を有する行程記事が、前漢書地理志の粵地の条に見える。それは次の文である。

自^一日南障塞徐闻合浦、船行可^二五月^一、有^三都元国^一。又船行可^二四月^一、有^三邑盧没国^一。又船行可^二二十余日^一、有^三詭離国^一。步行可^二二十余日^一、有^三夫甘都盧国^一、自^四夫甘都盧国、船行可^二二月余^一、有^三黄支国^一。

これは今日のトンキン湾沿岸地方から、ヴェトナムの海上を下つて南支那海をマライ半島の南端に出で、マラッカ海峡に入り、スマトラ島東北端にあつた都元國に達し、それから北進してベンガル湾

に入り、ビルマ及び印度のガンヂス河口などにあつた國々をへて、印度の東海岸南部のマドラスの附近にあつた黄支国（Kanchi）に至るまでの行路を書いた文だと思われるが、航海を三たびかさねた上で陸行に移つており、この三たびの航海のうちあとの二回は又船行を二度かさねており、三度目の到着地護羅国から陸行に移る部分ですぐ歩行と書きつないでいる。このような記述法は、前掲の狗邪韓国から伊都国までの行程の記述法と奇妙なほど一致している。この地理志の場合は最後の黄支国に達するまでに、夫甘都盧国からなお船行二月余を要しているけれども、夫甘都盧国までの連続的進行式な行程の記載形式は、完全に魏志倭人伝に一致していると云つてよい。航海を三回かさねた上で陸行に移つたということは、もちろん偶然の一致といふべきであるが、書式上の一致はたんなる偶然とは云えないものがあると思う。魏志倭人伝の台本であつた魏略のこの部分の逸文が瀚苑で伝わっているので、魏志と比較すると、逸文には脱字あるも、両者は文字も書式も全く一致するから、前漢書地理志と同じ書式でこの部分の行程を書いたものはまず魏略であり、魏志はそれを継承したのだと云いうる。

倭人伝の狗邪韓国から伊都国までの行路にかんする叙述が連続的進行式的であることを、我々は行程記事の書法からもそう考へてきたが、それと相並んで我々の地理上の智識からそう読むのが当然だと

思つてきた。だが行程や行路の記録を正しく読む方法としては、文そのものから忠実な読み方を見出だすべきであつて、地理上の既得の知識が余り先にはたらいはよくない。既得の知識が先走りすると、それに動かされるのあまり、原文の正確な読み方を誤るおそれがあるからである。倭人伝難解の問題は地理上の既得の知識にわざわざいされたことによつて生じている点が少なくなつたと思う。狗邪韓国から伊都国までの記述が連続的であることは、始と到の二字で両端を約し、中間に又の字が入れているので明白である。この点漢書地理志専地の条では前掲の引用文の如く、初を自でおこし、中間に又の字を入れ、ほかになお「歩行可_二十余日_一、有_二夫甘都盧国_一。自_二夫甘都盧国_一、船行可_二二月余_一、有_二黄支国_一」というように、中間の地名を重ねて書く方法が用いられている。この二つの方法は、連続的書式として誰にも読みそこないのない書式である。

だが連続的書式である理由が、なお他の点に存することを見のうしてはならぬ。それは右の二つの書式の如く一見して分かるものではないが、連続的書法としてはむしろ根幹をなすものである。末盧までは海路であるが、末盧から伊都へは陸路である。倭人伝はその場合の行路の変化についてなら特別の連続的用語を加えず、直に「東南陸行五百里、到_二伊都国_一」としている。地理志専地の条でも、船行と歩行とを連続させているが、なら連続的用語を加えていな

い。しかもそれが全文の基本形式を作っているのである。同一の表

現法は粵地の条の次の文においていつそう明白である。即ち「自_二黄支_一船行可_二八月_一、到_二皮宗_一。船行可_二二月_一、到_二日南象林界_一云々」なる文は、南越の日南から黄支に赴く文とは逆に、印度東南海岸の黄支から皮宗をへて日南に帰る文であつて、皮宗はマライ半島の南端の *Trisara* 島であるが、この文では黄支から皮宗までの行程の文と、皮宗から日南象林界までの行程の文との二者が、なんらの連続的用語なくしてかさねられながら、実は連続して全文を成しているのである。このような表現形式が連続文の根幹である。狗邪韓国から伊都国までの記事もまた同様である。又の字を用いたのは航海がかさなるからであつて、それがあればよく分かるが無ければならぬ文字ではない。それでは何が連続的進行的な書式の重点であり特色であるかといへば、それは「南渡_一一海千余里、至_二一大国_一」、「東南陸行五百里、到_二伊都国_一」、「船行可五月、有_二都元国_一」の如く、各行程記事が進行して到達する国名を最後に、書いてある点に存する。この種の単文をかさねることにより、各単文の最後に出る地名がたえず進行する行程の中間地となつて単文が連続し、以て単文を綜合した連続的進行的な文を構成するに至るのである。だから各単文の間には連続的用語を必要としない。船行がかさなるような場合に又の字を入れるのは全文を美化するためであつて、それがあから連

続文になつていのではない。

なお倭人伝では到の字を前述の如く三段落の区切りに用い、且至よりも強い表現に用いているのに対し、前漢書地理志では前示の引例に見るが如く至の字のかわりに有の字や到の字を使っているが、これは、次項に述べる前漢書西域伝の至と區別するためである。後述する通典の州郡志になると方角によつて至・到・去の使い分けをしている。このように目的によつて至と到とを使い分けていることがあるので、倭人伝の場合もこの点に留意すべきである。

二 伊都国以後の行程記事における前

漢書西域伝の列挙的行程書式の踏襲

まずこの部分の倭人伝の原文から、前項の引用文の如くに行程関の部係分のみを抜書きすると。

東南至_二奴国_一二百里云々。東行至_二不弥国_一二百里云々。南至_二投馬国_一水行二十日云々。南至_二邪馬壹(台)国_一、女王之所都、水行十日陸行一月云々。

であるが、古来の読み方はこの部分を伊都国までの文に続けて、邪馬台国に至るまでを連続的進行式に読むことになつていて、今日でもそれが支配的だと云つてよい。たまたま榎一雄氏が伊都国を起点とする奴国等四国への列挙式記載であるという画期的創見を発表されても、また連続的読法を打破するには至っていない。なぜどうし

ても連続的進行式に読まれて来たかという、各国への到達が一樣に至る字を以て書かれ、進行的行程を示す単文が次々に連続している点で、伊都国以前の記事と変つたところがないと見られているからである。榎氏は各単文について伊都国以前は方角・距離・国名の順だが、同国以後は方角・国名・距離の順であることを指摘されたが、狗邪韓国以前でも方角・国名・距離の順になっているし、單語の配列は文章に変化をつけるためどうでもなるから重視するを要しないという反対説が出たりするので、まだきめ手にはなっていないと云わねばなるまい。私は魏志が至と到との二字を使い分けていることを重視し、伊都国以後も連続的進行式の文体なら、最後の邪馬台国こそその到達を到にすべきではないか。それなのにこれもまた至であるのは、この国への行程が他の三国への各行程と同じ意味のものでなければならぬという理由をあげて、榎氏と同様に列挙説を主張してきたが、まだ広く学界の共鳴を得るには至っていない。

だが私はその後前漢書西域伝において、諸国の位置を示すためにその国と各地との間の距離を列挙している書式が、倭人伝の伊都国以後の行程記事の形式と全く同一であるのを見て、列挙的記載が正しいことの確信をえると共に、それなのに従来それが連続的進行式に読まれた理由については新たななお考すべきものがあることを知るに至つた。前漢書西域伝は西域地方に散布した大小約五十に及

ぶ諸国の各々について、漢の国都長安・西域都護府の所在地烏鼠城をはじめ、傍近の数国に至る方角と距離とを掲げている。最初の部分から実例をあげると鄯善国は、

鄯善国、本名楼蘭、王治_二杆泥城_一。去_二陽関_一千六百里。去_二長安_一六千一百里_{云々}。西北去_二都護護治所_一千八百八十五里。至_二山国_一千三百六十五里。西北至_二車师_一千八百九十里。

となつている。次に既に史記において列伝を立てられ、漢の西域政策上の要国になつていた由緒ある大宛国(フェルガーナ)は、

大宛国、王治_二貴山城_一。去_二長安_一万二千五百五十里_{云々}。東至_二都護治所_一四千三十一里。北至_二康居卑闐城_一千五百一十里。西南至_二大月氏_一六百九十里。北与_二康居_一、南至_二大月氏_一接。

となつている。西域伝の各国におけるこのような記載は、みなその国の位置を示すのが目的であつたから、まず漢の国都長安に、次に西域護都護府の所在地に至るまでの方角と距離とを示した。この二箇所に至る距離はどの国についても書かれている。次に西域の諸国の中で近接するおもな国に至るまでの方角と距離とを示す。このようにしてその国が西域地方中のどの辺にあるかを知らしめているのである。だから書式は方角・国名・距離の順になつている。どの方向のどの国へいかほどの距離にあるかを示すのが目的であつたから、距離の里数が常に各単文の最後に書かれたのである。この記載法を

前項にかかげた前漢書地理志粵地の条の「自日南障塞徐聞合浦、船行可五月、有都元国。又船行可四月、有昆盧没国。又船行可二十余日、有誼離国。步行可十余日、有夫甘都盧国。自夫甘都盧国、船行可二月余、有黄支国」及び「自黄支、船行可八月、到皮宗。船行可二月、到日南象林界云」に比較するならば、甚だ相異なることは一見して明白である。既に述べたように、日南と黄支との往復の行路にかんする叙述は、常に進行して特定の地に達し、次にその地から次の地に向つて進む連続的進行式の文体である。各行程記事の単文を接続し、各単文の最後は国名である。そしてその国名が次につづく行程の起点となる。このようにして中間地をあげるにより、連続した行路の記載が成立するのである。然るに前漢書西域伝における各国の行程記事はこれと異なり、その国から各地に至る方角と距離とを個別的に列挙して、その国の位置をあらわすためのものである。方角・国名・距離の順で書かれた行程記事は、最後の距離に重点をおく書式であつて、国名に重点があるのではない。だからこの行程記事をいくらかさねたとしても、国名が次の行程にうつるための中間地の役割をつとめる連続的記述にはならない。

前漢書西域伝の各国において、その国の地理的位置を表示するための書式は、このように明らかなものが存在するが、魏志倭人伝の

伊都国以後の行程記事なるものは、まさしくこの西域伝の各国における地理的表示の書式を採用したものである。両者の書式を対照するとよく相一致する。伊都国以後の分は西域伝の各国の場合のように、伊都国という書き出しはないけれども、「東南至奴国百里云々。東行至不弥国百里云々。南至投馬国水行二十日云々。南至邪马台国、女王之所都、水行十日陸行一月云々」という文においては、西域伝におけると同様に各単文はある国を起点として各地に至る距離を示す書式に従うて書かれている。実に、各単文は、距離を示す里数や日数で終つて、この書式は「自郡至女王国万二千余里」と同一であつて、至という字は「女王国までは」という距離を意味する至である。「又渡一海二千余里至末盧国」の至のように到達を意味する至ではない。「至某国」という表現は同じでも、至の字の意味は全く異なつて、それでは奴・不弥・投馬・邪馬台の四国への距離はどこを起点として測定されたのであろうか。至を「まで」と読んでも伊都から奴・奴から不弥・不弥から投馬というように距離の連続と読むこともできはせぬかという疑問が起ろう。だが前漢書の書式にかんする上記の考察が示すように、地理志粵地の条の判着国が連続する表現と西域伝各国条の其の国から各国への距離を列挙した表現との間には一見して明らかな差異があるが、伊都国以後の記事はその後者即ち西域伝各国条の其の国から各国への距離

を示す書式に一致しているから、伊都国を起点にして四国中の各国への距離を列挙しているのと見るのが妥当だと考える。

ただ西域伝各国条と伊都国以後とを比較すると相違点が三つあつて、後者を連続的進行的文体と誤認させる原因をなしている。

その一は、西域伝では地理的位置が書かれている国名（前掲の例では都善国及び大宛国）が見出しとして掲げられているが、伊都国以後の場合は伊都国の名を特にあげず、「東南至_二奴国_一百里」が伊都国以前の行程記事に接続するかの如くに現われている。云いかえると、伊都が単なる中間地であるかの如くに見える。ことに伊都の次の奴国は、地理上も伊都国に接続していたのであるから、末盧・伊都・奴と続けて読むのが自然である。その二は、西域伝は漢の国都長安及び西域都護府所在地への距離を必ずあげているが、倭人伝ではそれに相当すべき魏の国都洛陽及び帶方郡の治所への距離がない。すべて未到の倭の諸国への距離である。云いかえると行程に後向きの者はなく、すべて前向きになつている。その三は、西域伝では「西北至_二車師_一」とか「西南至_二大月氏_一」とかいうように、方向を示す文字だけを使つているので位置の表示だということがよく分かるが、伊都国以後の場合は「東行_二至_二不弥国_一百里」とか「南至_二投馬国_一水行_二二十日_一」というように、行の字を入れてるので、その方向に向つて進行する書式だと思わせ易い書法である。

だが右の疑問の第一点は、伊都国は「到伊都国」で段落がついている上に「郡使往来常所駐」とあつて郡使が倭地に赴くと常に伊都国に駐留して倭国王との交通はここで行なうことが明記されているのだから、改めて伊都国という起点の国名を挙げなくても奴国等各国への距離はここを起点とすることがおのずから明白だとされたのである。文を簡約にし冗語を省く漢文の書法としてふしぎではない。第二点は、倭地から後向きの帶方郡までの距離は倭国の地理の最後に総合的に「自郡至女王国万二千余里」と書かれているので、全然無視された書き方ではない。邪馬台国は「自郡至女王国」という場合には「女王之所都」という意味でその位置を示されているのに対して、伊都国以後の記事では倭地における邪馬台国そのものとしてその位置が示されているのである。この後者の場合には邪馬台国は伊都との関係において同国からの距離を示されているのであつて、他の三国についても同様である。^③第三点の東行とか水行とかいう表現は進行を思わせるので第一段と似ているが、ここに行の字を使つても「至不弥国」及び「至投馬国」の至の字が前述の如き理由で距離を意味する書式だという点においては動かない。だから伊都国以後の行程記事は伊都国を起点とする各国への距離の列挙であるという点で、前漢書西域伝の各国条の距離記載の書式を踏襲したものだといえる。なおこの読み方は「南至邪馬台国、女王之

所都、水行十日陸行一月」の陸行一月だけで伊都国から邪馬台国までの距離千五百里になるといふ次項の考証からも成立するであろう。

三 水行十日陸行一月の書式における前

漢書西域伝の列挙的書式の採用の証明

前項の伊都国以後の解説にもとづいて「南至邪馬台国、女王之所都、水行十日陸行一月」は伊都国から邪馬台国までの行程を書いたものになるが、伊都国以後も連続的文体だとする従来の通説によると、水行と陸行とを連続させるので邪馬台国はずいぶん遠方になる。それで陸行一月を一日と読む説までが有力なありさまである。

原文の南を東に故意に改める近畿説によりながら、志田不動磨氏はこれについて新解釈を施し、「水行ならば十日・陸行ならば一月」の義であろうと説かれる及んで距離が短縮され、九州説でも榎一雄氏はこの説を採用して、伊都国以後の行程記事を列挙的記載なりとする氏の説に結合し、邪馬台国は有明湾の東北端に近い筑後の山門郡をその故地とするという北九州説にたいして新解釈を与えられた。私は榎氏の説に全く同感である。ただ私は伊都国以後を列挙的記載であると見る見解において榎氏に賛同しつつ解釈の理由づけを異にしたように、この点についてもまた説明の仕方を変にする。榎氏にあつては、水行ならば十日・陸行ならば一月という列挙的な読み方の理由として、伊都国以後の残余距離千五百里は陸行一月の距離に

相当するといふ推定を行なうことにより、志田氏の説よりも一段とこの読み方を強化されたとはいへ、依然なお可能性の問題であり、水行十日陸行一月という表現それ自体が、そのように列挙的に読まねばならない書式に従うもので、他の読み方を許さないという積極的解釈には到達されていないようだ。だが伊都国以後の列挙的記載の書式から論ずると、水行十日陸行一月という伊都国から邪馬台国までの行程もまたこれを列挙的に読むべきであつて、水行ならば十日・陸行ならば一月と読むほかに途はないのである。これは単に文理上そうなのではない。前漢書西域伝の各国における行程の列挙的書式を發展せしめたことの明白な唐の杜佑の通典の州郡志に、まさしく同一の表現例があつて、その記事の読み方は必ず列挙的に読むべきものであるといふ実証に接するのである。

前漢書西域伝の列挙的書式は三國志(魏志)をへて後漢書西域伝においても承継された。その後も変わつたことはないようだが、唐の杜佑の通典に至つて、その州郡志は各郡の地理的位置を明示するために、前漢書西域伝の列挙的書式を採用している。前漢書はその地理志において、各郡の戸口表をあげているだけで各郡の地理的位置については何も書いていない。杜佑の通典は前漢書地理志の例にならつて各郡の戸口を記すと共に、更にその西域伝の例にならつて、各郡の位置を明らかにしめるため、各郡からその周囲の諸郡

及び西京(長安)と東京(洛陽)に至る里数を詳記している。それを点検すると、例えば漢中郡については、西京及び東京への行程について次の如き列挙的記載がある。他の諸郡に至る行程の部は簡略にしてそれを示すと、

漢中郡。東至洋州郡二百二十里云々。東南到洋川郡三百九十里云々。去西京、取駱谷路六百五十二里、斜谷路九百三十三里、

駱路一千二百二十三里。去東京、取駱谷路一千五百八十里、取斜谷路一千七百八十九里、駱路二千七十八里。

となつてゐる。このとおり漢中から兩京に至るには三つの通路があつた。漢中と西京との間に秦嶺山脈が横たわつていて、駱谷路は東、斜谷路はその西で、共に急な山道であつたが、それよりも西で秦嶺が低くなつた所に駱路があり、宿場が設備された良い路であつた。右の引用文は三路の中のいずれを取るかによつて、兩京に至る行路に差のあることを示したものである。三路のうち駱谷路が最も短く、斜谷路はこれにつき、駱路が最も長かつた。里数を計算すると、各路ともまず西京に至り、次に西京から東京に至るといふ順序であつたことがわかる。これらのことは地理上疑うことができないが、前記の引用文では「取駱谷路」とか「取斜谷路」とか書いて、どの通路を取れば何百何十何里というように明記したのもあり、取の字がなくて路名だけを掲げたのもあるが、後者もまた前者と同じく、そ

の路線取をれば何程の里程という意味である。だからこのように路線が列挙されている場合は、取の字が有つても無くても、どの路線を取ればという異なる路線の列挙であつたわけである。取の字は無くてはならぬ文字ではなかつた。だから同じ州郡志に路名をかさねて掲げることにより、陸路と水路との二種の行路があることを示した実例がある。それは南越の日南郡であつて、関係部分は

日南郡。東至福祿郡界一百里云々。東南到海百五十里云々。去西京陸路一万二千四百五十里、水路一万七千里。去東京陸路一万五百九十五里、水路七千二百二十里。

となつてゐる。日南の名は先にも出たが今のヴェトナム中部に当たるようである。陸路も海路もどの線をどう進んだのやら里数との関係が全く不可解だが、陸路をとるか水路をとるかで、兩京への行程に差があつたことを示している。右の行程表では水路陸路共に日南郡から東西各京まで一万里以上であるが、同郡から、その北にあつた九真郡の界までが六百里であり、その九真郡(の治所)から西京まで八千八百里、東京まで八千一百里となつてゐる。どういふ行路かは知らぬが、九真郡界から同郡の治所までの距離を入れても、これでは兩京共に陸路で日南郡から一万里にはなるまいと思ふ。通典の里数なるものも当てにならないことが、この一例でも分かると思ふが、日南郡から各京に至る陸路と水路とが、各々独立の路線であ

り、取の字がないからと云つて陸路に北路を加えて、二万里以上となすべきものでないことは甚だ明白である。取の字の有無にかかわらず、水路と陸路とがかさねて書かれているときは、水陸の両路があつたことを示していたのであり、いずれかその一方だけで両地間の距離が示されているのである。この実例に見られる通典州郡志の書式は、前漢書西域伝において見られる列挙的な行程の記載の書式に基づくものである。連続的書式の場合には通典州郡志でも、前漢書地理志の場合と同様に中間の地名をあげている。例えば古梁州上の盛山郡は東京への距離について「去東京從郡水路至江陵郡千四百六十八里、從江陵郡水陸相承至京二千六百七十九里」とあるのがそれである。^④

陸路と水路とをかさねて書くときは列挙的に読むべきであるということは、実にわが延喜式主計上に規定された輪調使の各国から京都への輪調に要する行程表において見られることで、太宰府から京都へは陸路は上り二十七日・下り十四日であり、海路は上下の別なく三十日であつた。両路をかさねて読むべきものでないことは云うまでもない。ただ注意すべきことは陸路なら海峽の、海路なら京都又は国府から海港までの距離を含んだことである。なお通典の州郡志では、前掲の漢中郡及び日南郡の実例でもわかるように方向によつて四至には至を、四隅には到を、西京東京には去を用いているが、

もちろん混同をさけるための用語法である。前漢書の場合では至と到と有とを便宜差別して用いた。魏志倭人伝が至と到とを差別して用い、かつこれに重要な段落規定の役目を負わせていることは、前漢書に前例あり通典に後例ある差別的用字法であつたと云える。

以上の徴証に照らすとき「水行十日・陸行一月」が何を意味するかは明白である。邪馬台国は伊都国から海路なら十日を・陸路なら一月を要する地点にあつたのである。当然両路がおちあう所に女王の都する邪馬台国があつたわけである。それならば伊都国以後の残余里数である千五百里は、海路ではなく陸路の一月に相当すべき数字であることが明白である。そしてこのことは、魏の時代の陸路の歩行一日の行程が五十里であるならば、一月に千五百里ということになることを意味する。魏の時代の歩行一日の行程は今日これに間接的に考えるのはかはない。白鳥庫吉氏は後漢書南蛮伝に見える李固駁の上言に「軍行三十里為程」とあるのを基礎として四十里とされたが、榎一雄氏は唐六典戸部の規定に「凡陸行之程、馬日七十里、步及驢五十里」とあるのを基礎とし逆推して五十里とされている。^⑤私は唐六典の右の引用の次に「車三十里」とあるのが、後漢書南蛮伝の「軍行三十里為程」に相当すると考へる。なぜならこの南蛮伝の軍行は南蛮遠征に要する軍行であつて、武器・食糧・宿衛用具などを運ぶ車輛を伴うものと思うから、唐六典にいう「車

三十里」は後漢書南蛮伝の「軍行三十里為程」に相当すると考えるのである。この考え方は蜀志の劉備伝十二年条に見える「衆十余万、輜重數十万、日行十余里」という最も緩慢な軍行の記載例を旁証にとることができるので正しいと思うが、これが正しいとするならば、歩行五十里という六典の数字を後漢における行程と見て差支えなからうと思う。従つてまた後漢のあとをついで洛陽に都し、中国の正当の支配者を以て任じた魏の行程の制度も後漢と同じであつて、一日の陸行は五十里を以つて程としていたと云いうらと思う。

だから一月では千五百里ということになり、ちようと伊都国から女王国の首府の所在地邪馬台国までの距離に一致する。この千五百里という距離は末盧から伊都までの五百里の三倍である。今日の地図に当たつて、伊都から奴国をへて邪馬台国への距離をはかると三倍位である。だから里数や日数の誇張は事実だが、比例は当たつていたことになる。水行及び陸行の日数は倭人から聞いた数字に基づくだろうが、その点については次節第三項で述べる。

第二 倭国の領域にかんする記載について

倭国の領域の問題は諸国の位置の問題に比して重視されていないのかかわらず、この方は倭国の国制にかんする理解と結びついた問題であるだけ、それだけ問題が複雑である。魏志倭人伝が不可解な

文献視される理由は、今日ではむしろこの従来殆んど全く等閑視されている部分に潜在すると云うことができよう。これにかんしては従来邪馬台国＝女王国とする説が支配的であり、女王国には倭国を指す場合と邪馬台国を指す場合があるという説が行なわれているほどである。だが、管見ではこうした見方が倭人伝を不可解の書たらしめているのである。女王国と「自女王国以北」との区別をどこで立てるかは倭国の領域の研究の鍵であると思うが、これについても前節におけると同様に、倭人伝と前漢書との書式の比較が解決の鍵を与えてくれるものと思う。

一 前漢書及び魏志の書式にもとづく女王国

邪馬台国説に対する批判

魏志においては國土の全領域とその国の首府の所在地とを、同一の固有名詞で称ぶことが行われている。その東夷伝の「夫余、在長城之北、去之菟千里、南与高句麗、東与挹婁、西与鲜卑、接北有弱水」とある場合の挹婁は、挹婁と夫余とが国境を接するといふのであるから、挹婁の領域を表現している。然るに同じ東夷伝の挹婁の条に「挹婁、在夫余東北千余里、滨大海、南与北沃沮接、未知其北所極」と見えるが、この場合の挹婁は夫余と相去ること千余里といふのであるから、挹婁の首府の所在地を指すのである。ただ挹婁は国となつてはいるが、「無大君長、邑落各有大

人」といわれ、諸部族群立の状態であつたようだから、民族的な

中心地を首府の所在地と見たてていたものと思う。これは夫余と挹婁との地理的な相互関係であるから、夫余についてもまた、夫余という名称は国名であると同時に、その首府の所在地を指したのである。このように、魏志の東夷伝では国名を同時に国都の所在地を示す名称たらしめている。このことは郡についても同様であつた。だから東沃沮に「漢武元封二年伐朝鮮^{云々}、分其他^{云々}為四郡、以沃沮城^{云々}為支婁郡」とあるのは、沃沮城が支婁郡の首府の所在地となつたことを意味する。上にあげた「夫余、在長城之北、去^{云々}婁千里」という文の支婁即ち支婁郡は同郡の治所を指したのであり、旧の沃沮城即ち沃沮国の治所の地におかれたのである。

魏志東夷伝におけるこの表現形式は、もちろん女王国そのものと国都の所在地についても用いられていると云わねばならないから、「自郡至女王国、万二千余里」という場合には、带方郡の治府の所在地から女王国の国都の所在地までが一万二千余里だつたことを意味する。ところで女王国の国都の所在地は、邪馬台国について「女王之所都」とあるのだから、邪馬台国であつた。従つて女王国に至るまでが一万二千余里だというのは邪馬台国までがそれだけの里数であるという意味である。邪馬台国は表現上女王国とよばれてゐるけれども、国制上両者が同一であるという意味でないことは云

うまでもない。

こうした表現法は前漢書西域伝でも既に行なわれていたことである。鄯善国は同国条では「西北至^{云々}山国二千三百六十五里」とあるが、山国条では山国は「東南与^{云々}鄯善接」となつてゐる。これは鄯善国と山国とが境土は相接したが、国都間の距離は千三百六十五里であつたからである。干闥と姑墨とは相接したが、両国は馬行十五日を隔ててゐた。また、姑墨と危茲とは隣接したが、東西相去る六百七十里であつた。国名がその国の領域を意味する場合と国都の所在地を意味する場合とがあつたことは、すべてかくの如きものがあつた。云うまでもなくこれは君主国においては、君主の居城が国土を表現すること、あだかも君主の意思が國家意思を表現するのと、相平行した関係にあつたからである。國家における主権者の地位がおもかつたことの結果である。従つて西域伝では各国の条下にまず国王の居城を書く。「皮山国、王治^{云々}皮山城」、「蒲犁国、王治^{云々}蒲犁谷」とか「大月氏国、王治^{云々}監氏城」、「大宛国、王治^{云々}貴山城」とかとなるように、各国の条下には必ず国王が統治する首府の所在地をたしかめたのであつて、国と国との距離を首府の所在地の間の里数であらわしている。魏志もまたこれにならない、女王国の首都が邪馬台国であることを示すために、「邪馬台国、女王之所都」と記す。西域伝の書例にてらすと、女王国が皮山国や大月氏国にあたり邪馬台国

が皮山国の皮山城や大月氏国の監氏城にあたる関係になつてゐる。

ただ女王国は連合国家であつたので、その治所が城でなく国になつてゐるという差があるのみである。従つて女王国と他国との距離をいう場合は、女王国の位置を邪馬台国の位置で示したのであつて、「自_二郡至_一女王国_二万二千余里_一」というのがそれである。

このような次第であるから女王国と邪馬台国との地理上の関係は女王国の国郡が邪馬台国にあつたというだけの関係である。両者は全然別物であるのに、従来兩者を同視する説が支配的であるのは、伊都国以後をも連続的文体であると解釈する説が支配的であるのと同断の誤である。それではなぜこの殆んど自明に近い事実が誤解されてゐるかという点、そのおもな理由は次の三つである。

その一は、女王国は倭国であり、倭国は倭の諸国の連合国家であつたこと、及びこの連合国家の盟主に邪馬台国から女王卑弥呼が諸国の共立を受けてその位についてゐることにかんする国制の究明がなされてゐないことに存する。これを究明するには倭人伝だけでは材料不足である。倭人伝は魏志の烏丸鮮卑東夷伝の末端の一節であるから、烏丸鮮卑東夷伝において倭国王の共立をいかなる意味で記録してゐるかを、他の箇所で書かれた共立の記事と比較対照して考えなければならぬと思う。之にかんする管見は既に発表してゐるからそれにゆずるが、それから考えると倭国は女王国である。邪馬

台国は倭国の盟主ではあつても倭国そのものではありえないから、当然女王国そのものではありえない^⑩。魏志は倭国の國王としての女王を書いているのであつて、邪馬台国の女王を書いているのではない。だから女王国に倭国を指す広義の女王国と邪馬台国を指す狭義の女王国とがあるというように考へてはならない。魏志は倭地を統一してゐた倭国即ち女王国の國都の所在地として邪馬台国の存在をあげてゐるにとどまる。邪馬台国の名は恰も大月氏国の監氏城や大宛国の貴山城に相当する。それが城名でないのは、倭国即ち女王国が連合国家であつたからである。

その二は、「自_二女王国_一以北、其戸数道里可_二略載_一」という文が邪馬台国までの戸数道里を記載した直後に書かれてゐるので、邪馬台国にいても戸数道里の略載があるものとせられ、最後に出てゐる女王国の名が邪馬台国に結びつけられ易いことである。この点は「自_二女王国_一以北」及び「其戸数道里可_二略載_一」の二つの表現が何を意味するかによつて定まるから、次項の管見を見ていただきたいが、この文は女王国と「自_二女王国_一以北」とを区別するための条件をあげてゐるのだから、対馬から邪馬台までの行程記事を一一細かく吟味した上で、どこまでがその条件にかなうかを考究すべきであるにかかわらず、従来はこれを条件的表現だとは見てゐない。女王国_二邪馬台国としてゐるので、「自_二女王国_一以北」は邪馬台を除い

て投馬国までだと初から定まつたことにしている。この読み方がいかに無理だかは次項の説明にゆずるが、原文に邪馬台国に至るまでの行程記事をあげて、その直後に「自_レ女王国以北云々」と書いているのは、女王国と邪馬台国説の読み方とは反対に、邪馬台国までの記載の中に「自_レ女王国以北」の地域があるから、それを女王国の本土から区別するために書いたのである。倭人伝解釈の焦点は次項で述べる「自_レ女王国以北」の解釈にかかっていると思う。

その三は、後漢書が魏志や魏略などを材料にして倭伝を書きながら、倭国の国制にかんして全く認識を欠いた叙述をしていて、それが倭人伝にかんする陥りやすい誤解を助長しているということである。後漢書は魏の時代になつて初めて知られた事実を後漢の事実とするわけにはいかぬので、倭国の概観を書くに止めているが、それが甚だ粗雑で女王国と「自_レ女王国以北」との区別の如きは、全然これを無視しているほどである。第三節で詳論する。

二 「自_レ女王国以北、其戸数道里可_レ略載」と

前漢書の西南夷伝及び西域伝の書式との関連

まず「自_レ女王国以北」という規定的表現の仕方は、前漢書西南夷伝に同一の文例があるから、それに対照するとこの表現の意味もよくわかる。その文は

南夷君長以_レ十数、夜郎最大。其西、靡莫之属以_レ十数、滇最大。

自_レ滇以北、君長以_レ十数、邛都最大。此皆推結、耕田、有_レ邑聚。其外、西自_レ桐師以_レ東、北至_レ葉榆、名為_レ徼、昆明。縹髮、隨_レ畜移徙、亡_レ常处、亡_レ君長、地方可_レ数千里。自_レ徼以_レ東北、君長以_レ十数、徙_レ都最大。自_レ徼以_レ東北、君長以_レ十数、冉駹以_レ十数、白馬最大、皆氏類也。此皆巴、蜀南外蛮夷也。

であるが、同一形式の文が何回もかさねられている。「自_レ某国以北」という類の表現を知るのに格好の実例であろう。「自_レ滇以北」の中に滇を含まないことは、滇は靡莫の属十を以て数うる中の最大の国であるが、「自_レ滇以北」が靡莫の属の地方ではない地方を指していることは明白だからである。同じ形式の文は「自_レ徼以_レ東北」、「自_レ徼以_レ東北」、「自_レ馳以_レ東北」の三者においても繰り返かえされているが、いずれの場合にも「自_レ某地以_レ某方位」の地方には某地を含まれない。そしていずれの場合にも十を以て数える君長中最大の君長の国の名を以てそれらの地方を表現せしめている。最大の国が二箇あるときは、その中の一国の名を以てそれらの地方を表現せしめている。これはおのおの十を以て数うる地方の共通の地方名がなかつたから、便宜上そのうち最大の国の名を以て、その地方名に代用したのである。この表現法を倭人伝の「自_レ女王国以北」に比較すると、倭人伝は「自_レ滇以北」と云つたような大国の名である地方を代表さ

せる方法を採用していない。もしその積りなら「自邪馬台国以北」と云うべきところだからである。このように「自女王国以北」と称された地方の中に、女王国を含ましめない読み方は従来一般に採用されている正しい読み方であるから、その点で私に異論があるわけではない。ただ女王国を何と見るかで、どの地方をそう称んだかに差を生ずるのであるが、従来の邪馬台国・女王国説だと、邪馬台国と投馬国との間に線を引き、投馬国までを「自女王国以北」だとするのである。倭国・女王国説だと、倭国の北境以北を「自女王国以北」だとするのである。だから倭国の領域の決定に重大な差を生ずる。だが邪馬台国・女王国説を否定する前項の見解を暫くふせておくとしても、従来読み方がいかに無理な結果を伴うているかは、次の説明によつていつそう明らかになると思う。

倭人伝によれば「自女王国以北」の地方は、「其の各国の戸数道里を略載することのできる」地方であつた。この文は対馬国から邪馬台国までにあげられた八国のうちで、戸数道里の略載が可能であつた国は「自女王国以北」に属するが、それが可能でない国は「自女王国以北」ではないことを略載、という条件をあげて规定的に表現した文であつて、倭国或は女王国の国制を理解する上にも極めて重要な一文だと云わねばならないが、従来は女王国・邪馬台国としていから、この文にそれほどの重要性を認めていない。だが魏

志が「戸数道里の略載」を軽く考えていなかったことは、前漢書西域伝の「戸数道里の詳実」に对照すると、初めて判明するであろう。西域伝の初の総論の中に「自宣元後、单干称藩臣、西域服従、其土地山川、王侯戸数、道里远近、翔実矣」と見えるが翔実は詳実なりと同様に見える。漢書地理志は各郡の戸口数を詳記しているが、それと同様に西域の約五十の諸国についても、王侯のことともに戸口数を詳しく書いている。道里というのは方角と道の種類及び距離を示す里数であるが、西域の各国についてはこの記載が詳しい。ことに里数で示し、できれば十位以下まで記載するのを原則にしている。戸数及び口数についても同様である。戸数を万台で書いたり、里数を百位で示したりするのは、烏孫・大宛・康居・大月氏などごく少数の遠方の大国に限られている。正確か否かは別として、形ではたしかに戸数道里は詳実になつている。

魏志が倭人伝を書く時に、前漢書西域伝における戸数道里の詳実と倭地のそれらにかんする略載とを対照的に考えたことは疑をいれぬ。東夷伝の初の総記には漢の時代には西域を經營して史官は西域のことを詳載することができたと述べたが、東夷の諸国についてはその法俗を詳記することを得べしと書くに止めている。倭の戸数道里に至つては「自女王国以北」についてのみ、それを略載することができるといふのである。上に述べたように「自女王国以北」

は女王国をふくめないでその北方の地方を指したのであるから、女王国の北境以北の諸国を指したわけであるが、倭人伝はこの地方については戸数道里を略載することができるといふのである。それで対馬から邪馬台に至るまでの八箇国について、どこまでの国は略載され、どこからは略載されていないかと、詳しく吟味してみると、既に曾て論じたように、対馬から不弥までの六国においては、戸数はすべて有と記されているが、投馬と邪馬台の二国は可となつてゐる。また里数についても不弥国まではすべて里数であるが、投馬・邪馬台の二国は日数になつてゐる。このように戸数と里数との記載が、不弥国までの六国とあとの二国とで差があることが明らかになるのである。戸数道里の道は方角と行路を云うが、これについても略載ができるか、できないかの区別が八国中のどこかであるものと思ふ。これも遠方の投馬・邪馬台の二国は略載不可能の中に属するだろうと思ふが、区別の客観的標識がないから不明である。ともかく戸数と里数との表現の仕方が、不弥国と投馬国との間ではがつてゐることだけは明らかである。ことに注意すべきは可の字であつて、従来はこれを「バカリ」と読んだりして略載だとしているが、必ずしもそうとは云えぬ。一支国の戸数を「有三千許家」としている。「可三千家」としてもよさそうなものだが、有許家としたのは用字上可と区別するために注意をはらつたからだと思ふ。

従来魏志倭人伝が読みにくかつた理由は、伊都国における連続的記載から列挙的記載への変化が捉えられなかつた上に、今述べつゝある不弥国における戸数道里略載の限界が見のがされた点に存すると思ふ。なぜ不弥国までは戸数道里の記載について魏志が自信をもつたかという点、帯方の郡使は伊都国までは各国を通過して旅行しているから確實である。伊都国以後は奴国と不弥国とは伊都から僅に百里の距離だから、郡使の伊都国滞在中に一行中の誰かがそこへ行つたかも知れない。なにぶんにも距離が近いことだから確かめることが容易であつた。これにたいして投馬国は水行二十日、邪馬台国は水行なら十日を要し陸行なら一月を要するというほどの遠方だから、その真实性を確かめる方法がない。倭人の言を信するより他に途がない。それで次の項に述べるような工作を施して書き上げた日数が右の数字になつたのだと思ふ。このように伊都国が起点でも奴・不弥の二国と投馬・邪馬台の二国とは全く事情を異にし、前者は略載が可能であり、後者はそれが不可能であつたのである。

投馬と邪馬台とは戸数は可の字を用い、距離は里数にしないで日数にしている点で、記載の形式を全く同一にし、不弥国までの諸国の記載とはつきりちがつてゐる。略載が可能であるか否かが「自女王国以北」であるか否かの区別の条件になつてゐるのだからこれをみのがすわけにはいかぬ。従来のように投馬と邪馬台との間に

線を引き、邪馬台は女王国であり、投馬は「自女王国以北」であるとするのは、記載形式が同一である投馬と邪馬台とを区別するものであつて、略載の条件を全く無視する読み方である。この読み方が正しくないことは、次の地理上の考察から云つても想像がつくであろう。即ちまず仮に邪馬台国を大和だとすると、伊都国以後を連続的に読むので投馬国の位置を本州の中に求めねばならぬが、これを但馬・出雲・輦の中に求め、最も西寄りの説でも周防の玉祖郷だとしているが、今の福岡市の西にあつた伊都国におかれた一大率が、このような遠距離の地方まで支配して、これを畏怖せしめたとはなんと無理なことではないか。九州説で成立可能な山門郡説にしても、伊都国以後を連続的によむ従來の通説では、投馬国は筑後平野の最も肥沃な場所を界にして、邪馬台国とは支配関係を異にする結果になるので、これまた不自然であり、筑後川を下るに水行三十日を要するという読み方と共に、成立困難だと考えざるをえない。そもそも伊都国から水行二十日を要する地方まで伊都国の一大率が支配したというが如きことはありうべきこととは思へぬ。

これに対し倭国に女王国とし、不弥国までが戸数道里略載の条件になつた「自女王国以北」だとすると、兩地方の境界は不弥国の南境附近にあつたわけで、おそらく筑前と筑後との界がそれであろう。「自女王国以北」は従つて九州北岸で大陸と早くから交通

し、文化が最も早く開けた狭い地方であつた。おそらく倭国とは種族的に対立関係にあり倭国がこれを征服したのである。そうした政治上の関係に加うるに、この地方は三韓や郡や帯方との外交や交易の關係上、女王国が警戒した区域であつた。この地方の元の國王で彦だの玉だのと名づける称号を有した者は、女王国に服従してその官となり、女王国がおいた一大率に隸属していた。伊都國王と雖も女王国に統属していた。この地方が「自女王国以北」であるというのは、女王国に倭国の北境以北であつて女王国を構成する地方ではなかつたことを意味するが、従來はこれを女王国の中だとしているのである。だからこの考定は極めて重要だと思ふ。

三 「其余旁国遠絶、不可得詳」及び

「計其道里、当在会稽东治之東」と
前漢書地理志輿地条の条との関連

前項で説いたように不弥国までが「自女王国以北」で戸数道里の略載可能な条件になつた地方だつたとすると、残りの投馬・邪馬台の二国は「其の余の旁国」の中に入り、「得て詳かにすべからざる」地方だつたことになる。この二国の戸数道里の記載については、確信を以て保証できぬと云うのである。だが材料においては倭人の言にもとづいており、書く方法において一定したものがあつたようである。第一に、伊都・邪馬台間の陸行一月は既考の如く里数

にして千五百里であつたが、それは末盧・伊都間陸行五百里の三倍に相当する。今、地図をひらいて伊都から奴国を経て邪馬台国に至る迄の距離をその故地について計つてみると、末盧・伊都間のそれに約三倍すると云えよう。だから倭人から聞いた原日数には確かなものがあり、魏志は原数を誇張したとはいへ比例は一定していたのである。第二に、これに対し水行の日数は、延喜式を参考して按ずるに、倭人が云つた数字をそのまま載せたようである。伊都から西廻り航路で南下したのち有明湾東北の邪馬台に至る距離が水行十日であつたのに対し、伊都から東廻り航路で南して水行二十日の位置に投馬国があつてそれを日向の妻にあつたと推定すると、日数二倍の比例はほぼ正しい。そして第三に、陸行のみを魏志が誇大化しているのは、伊都・邪馬台間の公路が陸路だつたという当時の交通事情に即したことで、伊都の役人が扱つた「伝送文書や(魏帝)賜遣の物が女王に詣る」のは、この陸路によつていたのである。だから伊都国以後は海路があつても公路を陸路にとり、陸行の日数については、伊都国までの殊に末盧・伊都間の誇張された数字と同じように誇張された数字を、倭人の語るところを基礎にして作り出したものと思う。これに対して海路の方は公路でなかつたから重視しなかつたので倭人から聞いた数字を誇張した数字に書きかえず、聞いた数字をこれに近い整数の形で載せたようである。第四に、水行十日は陸

行一月と甚だアンバランスではあるが、魏の郡使が北九州の地理を知つていたわけではないし、読者はなおさらのことだつたので、倭人から聞いた西廻り航路が実際よりも東方へ深く入りこんでいるとも考ええると、陸行が遠くて水行が近いようにも受けとれるから、その辺を大まかに考えたのであろう。今日の正確な地理の知識で批判してはならない。その上に、第五に、魏志は投馬と邪馬台との二国をふくめて「その余の旁国は遠絶にして、得て詳かにすべからず」と云い、この二国の戸数道里については、不弥国までのように確証によつて書いたのではなく、倭人の言のみをたよりにして書いたので自信がないということを正直に告白しているのである。その次に書かれた斯馬国以下二十一の国がすべて「その余の旁国」だつたかどうかは不明であるが、これらは魏に來獻していたという三十国の中に属したであろう。その殆んど全部が女王国連邦の構成国であつただろうが、そのみだつたと断定することはできぬ。¹⁶⁾

このようなわけで倭地の胴体ともいうべき女王国の地理について、魏志はただ漠然たる知識を有するのみであつた。しかし魏の時代になつて初めて取得した倭地にかんする新知識を中国人の既存の邊境にかんする知識に結びつけようとする努力は、魏志においても行なわれている。それで倭人の土地が遠く南方にのびており、その気候と法俗とは前漢書地理志の粵地の条を連想せしめるものがあるとし

ているのである。即ち魏志は倭人の「男子は大小となく皆点面文身す。古より以来、その使中国に詣るや、皆自ら大夫と称す」と述べた後に、「夏后少康の子会稽に封ぜられ、断髮文身以て蚊龍の害を避く」と書いているが、あだかも同じ文が前漢書地理志粵地の条に見えるのである。即ち

粵地（中略）、今之蒼梧・鬱林・合浦・交阯・九真・南海・日南皆粵分也。其君禹之後。帝少康之庶子、云「封於会稽、文身断髮、以避蚊龍之害」。

とあつて、魏志は更に倭人の文身の風俗を詳述した後、「その道里を計るに、当に会稽の東冶の東に在るべし」と書いて、倭人の本土の位置が、夏の少康の子が封ぜられて、文身断髮して以て蚊龍の害をさけた、という故事のある会稽郡の東方の海上であることを推定しているのである。翰苑の魏略逸文には「自「带方」至「女（王）国」万二千余里、其俗男子皆点面文、鬋其旧語、自謂「太伯之後」と書き、その次に「昔夏后少康之子、封於会稽、断髮文身、以避蚊龍之害、今倭人亦文身、以厭水害也」とあるから、魏志が魏略を殆んどそのまま採つたことは明らかである。そうして倭国王の祖先は呉の太伯から出ているという大伯国祖説なるものは、実にここに由来するのである。

それならば、どのような計算によつて魏志は「その道里を計るに、

当に会稽の東冶の東に在るべし」と書いたのであろうか。通典の州郡志十一長楽郡の条を見るに、治所の福州は閩越の地であつて漢代にはここに治県をおき会稽郡に属せしめ、これを東冶県とも名づけたとあるから、会稽の東冶とはこれであろうが、この地は州郡志では洛陽を去ること五千七百三十三里であつた。魏と唐とで一里の長さには差異があるから正確にはこれをもつて魏志の里数に当てるわけにはいかぬが、先に述べたとおり唐におけるが如く魏でも文官一日の陸路の行程は五十里であつたという推定が成立するので陸行一月が千五百里であつたことを計算することができたのであるから、こゝでもまた同様に考えたとすると、洛陽・福州間の五千七百余里を、带方・邪馬台間の一万二千余里に比較すると、洛陽の位置は带方よりも南寄りであるとはいへ、前者は後者よりも比例的にほど短い魏志の推定では今日の台湾の東方海上に邪馬台国があつたことにならうが、通典の州郡志の計算法にすると、今日のフィリッピン群島のルソン島東方海上に倭地の中心部があつたことになるであろう。今日のヴェトナムの中部のユエにあつたと思われる日南郡の治所は、洛陽から一万二千四百五十里というのが州郡志の数字であるが、邪馬台国までの一万二千余里はそれに近い。倭地にかんするこの巨大な数字はもちろん実数に数倍する虚構の数字ではあるが、全然理由なくして作られたのではない。それは次節に述べるような魏の時代

における、一種の観念的な世界像の構想が倭地にかんする漠然たる知識に結びついて作られた数字である。

第三 前漢書行程書式の踏襲の理由及び後漢書・

梁書における倭人伝の内容の誤記

魏志倭人伝の行程記事が前漢書の西域伝・地理志・西南夷伝を参考し、その行程書式をうけつぎそれを利用して書かれたものであることは、ほぼ上述のとおりである。殊に西域伝の各国についての行程の表示形式は、伊都国において連続的書式から列举的書式への切替を行ない、首府の所在地を表示する場合には女王国、倭国の名をその首府の所在地（邪馬台国）の意において用い、戸数道里の略載を以て「自女王国以北」の地域を決定するための条件たらしめている事実を理解するに役立つ。魏志倭人伝はそれが種本にした魏略と共に前漢書を参考し、その行程の書式を踏襲して書かれているのである。このことは疑がなく、我々は前漢書を参照することによつて、倭人伝の理解を正すことができると思う。それならば魏志はなぜ前漢書を参考して倭人伝を書いたのであるか。そしてその行程書式を踏襲し利用したのであろうか。次にはその理由について考察する。これらの研究はもちろん魏志倭人伝が従来難解の書であるという定評をうけるに至つた理由についても沈思せしめたが、後漢書が倭国

の領域と構成について誤解し、梁書が伊都国以後の行程記事を連続的文体に改作しているのを見て、その淵源が遠く且深いことを知つたのである。

一 魏志倭人伝が前漢書を参考しその

行程記載の書式を踏襲した理由

魏志従つてそれをふくんだ三国志が、それよりも先に出て断代史の範を垂れた前漢書の西域伝などを参考にして倭人伝を書き、その行程記載の書式を継承したということは、書史的には自然的なことで別にふしぎなことではない。既に班固はその先行の史書である司馬遷の史記を参考して前漢書を書いた。前漢書の西域伝を史記の大宛列伝と対照するならば、後者の記事内容が充実して前者になつたことはもとより、後者の書式が前者によつて踏襲されていることは一見して明白である。魏志倭人伝の「自女王国以北」の書式の先例として先に掲げた前漢書西南夷伝の卷初の記事は、実は既に全く同一の文章が史記の西南夷列伝の初に出ているのである。このほか史記の匈奴列伝の文章は前漢書の匈奴伝によつて踏襲されたところが多い。三国志が書かれるときもおそらくこれと同様に先行の前漢書を学んで書かれたことであらう。私はそのことを立ち入つて研究することはできなかったが、魏志の場合は魏略に基づつて研究するところが多く、倭人伝は文章に至るまで魏略を踏襲したと思われるほどである。

だから前漢書の書式などは魏略によつてまず承け継がれたと云うべきであろう。魏志の裴松之の註に見える魏略には西戎伝なるものを収めていたから、それを掲載している。この西戎伝はだいたい前漢書の西域伝の流れをうけつたものであるが、今兩者を比較し、更に西戎伝と魏志の倭人伝とを対照すると、後に附記するように魏志がそこからも学んだものがあることを知らしめるのである。

魏志は倭人伝を書くにあつて、前漢書の地理志や西域伝を参考し、倭人の諸国の位置や面積を西域の諸国や南海の諸島と対照して想像をめぐらしたようである。前漢の武帝は西域に接して酒泉・武威・張掖・燉煌の四郡をおいた。南海方面には九郡をおいたが、合浦・九真・交趾・日南の四郡がその最南地方であつた。東方では朝鮮を亡ぼして楽浪・臨屯・玄菟・真番の四郡をおいた。西・南・東の三方面において、それぞれ四郡をおいて辺地の経営に当らしめている。倭人の諸国が朝鮮の四郡から三韓を隔てて、遠く離れた位置にあることは、あたかも葱嶺の西にひろがつた大西域の諸国が、天山兩路地方の西域諸国を離れて遠く散在していたのに似たものがあるといえよう。倭の女王卑弥呼の景初三年の魏の国都に向かう使節難升米の派遣とこれにつづく帯方郡の倭地への到達とによつて、先に前漢書に僅に一行だけ書かれた倭人の本土が初めて明るみに出たということは、中国人にはすばらしい新世界への開眼であつた

に相違ない。魏略でも魏志でも倭人や倭地のことを、できれば西域や南海に対抗できる新世界の如くに書きたいという旺盛な意欲にもえていたようである。倭人伝の初に「倭人は帯方の東南大海の中にあり。山島によつて國邑をなす。旧百余國漢時朝見する者あり。今使訳して通ずる所三十國なり」とあるのは、西域伝の初に「西域は孝武の時を以て始めて通ず。本は三十六國、其後やや分られて五十余に至る。皆匈奴の西、烏孫の南にあり」とあるのと相似た書きぶりである。國の数が相似している上に帯方郡から女王國まで一万二千里、余里という遠距離は、あたかも長安から安息國まで一万一千六百里、大月氏國まで同じく一万一千六百里、烏戈山離國まで一万二千二百里、康居國まで一万二千三百里、大宛國まで一万二千五百五十里というのに匹敵するものがある。だから西域の諸國とそれらの位置に對抗するほどに、広大な異郷が帯方郡の東南の海上に遠くひろがっているという甚だおどろくべき記事を、想像を交えて実在すると書き上げたものが実に魏志の倭人伝であつたのである。

西域の地方では、漢の歴代の対匈奴政策と烏孫に対する外交、ことに張騫の遠征とその後の西域支配、並に東と西との連続する通商や交通によつて、諸國の状況がよほどよく知られていた。西域伝に書かれているとおり、「その土地山川・王侯戸數・道里の遠近は詳実」なるものがあつた。これに比べると倭地にかんすることは、僅

に女王國の北境以北の六國を確かめたのみであつて、女王國內の諸國についてはただ二十ばかりの國名だけを列挙しうる程度のことであつた。前漢書に見える西域諸國の地理の確實なのに比べると、倭地についての認識不足は問題にならない。然るに中國では中夏をその名の示すが如く世界の中心において四夷でとりまかれた世界像¹⁹⁾をえがくという傾向が古くから備わつていたのである。魏志或は魏略

の筆者も、そのような世界像を胸に書きつつ、倭人の住む別天地のことを考へた。なるほど倭人伝にはひどい誇張の数字があるけれども、それはそうしないとおさまらないような中国的な思考態度が魏志の筆者を動かしていたためだろうと思う。先に魏略に見える西戎伝について一言したが、その最後に烏孫の長老の言として、烏孫の西の北丁令に馬厓國があつて、その國人の膝から上は身も頭も人間だが、膝から下は毛を生じ馬厓馬蹄だとか、康居の西北に短人國があつて、國人は皆身長が三尺だというような奇聞を書いている。こうした奇聞は中國を遠ざかつた地方では、当然起りうべきことになつてゐた。西域伝でもできるだけ異聞を書くに努めてゐる。東夷伝では北沃沮の東方海中には女ばかりで男のない國があるという奇聞をのせてゐる。同様のことが倭地の遠い南方にもあつて、身長が三尺か四尺の侏儒國や裸國や黒齒國の存在が倭人伝に見える。今日からは全くばかげた話だが、その頃の中國人は世界のはてをそんなも

のと考へていたのである。倭人伝はそうした世界像の中における東夷諸國の末端にかんする記述であつて、その名も女王國と名づけることのできる中國人にとつては全く異様な大國がそこに存在しているということ自体が、倭地は東夷の末端だからありそうなこととがらだと考へられていたに相違あるまい²⁰⁾。

このように魏志の倭人伝もその種本であつた魏略の倭人にかんする記述も、漢代においてよほど具体化した中国的世界像の中で書かれたものであつた。漢代ではまだ殆んど全くその内情が知られていなかった倭人の諸國の實状が、帶方郡使の實地の見聞に基づいて書かれてゐるところに倭人伝の価値がある。従つて倭地の諸國への路程や諸國の國情を書くに当たつて、前漢書の西域伝・地理志・西南夷伝などに見える遠隔地の諸國にかんする記載例を参考し、努めてそれに調和するような表現法を採用したということは甚だ当然であり、ことに西域の諸國についての記載と東西相對應せしめた形跡の歴然たるものがあると云えよう。

三国志には魏志第三十卷に烏丸鮮卑東夷伝があるのみではかに外夷伝がない。史記と漢書には東西南北四夷の列伝が整うているのに比べて大に異なる点であるが、その理由を語るものはこの列伝の末に附けられた次の評である。

評曰。史漢著朝鮮西越、東京撰、録西羌。魏世匈奴遂衰、更有

烏丸鮮卑。爰及東夷、使訳時通。記述隨事、豈常也哉。

この文にあるとおり、三国志が魏志の一巻として烏丸鮮卑東夷伝を立てたのは、魏の時代には匈奴が衰えた後に新に烏丸鮮卑が起り、東夷の中には新に朝貢する者を生じたからであろうが「記述は事に隨う、豈常ならんや」と書いたところを見ると、史記や前漢書の如く四夷の伝をそろえないで烏丸鮮卑東夷伝を新に立てたことを氣にしていたことが分かる。これを以ても、前漢書の次に書かれた魏志の東夷伝は前漢書の地理志・西域伝などから全く離れた気持ちで書かれたものではないことが分かるから、その中の倭人伝の文体や書式が前漢書の地理志・西域伝・西南夷伝などのそれに一致するのは当然だと考へる。総称の「倭人」という呼び方からして前漢書地理志の表現をそのまま承け継いでいるのである。前漢書を全く離れて新規な列伝を前漢書から独立して立てるとするならば、後漢書の如く之を倭とよび、宋書の如く倭国とよぶことも不可能ではなかつたであろう。もちろん前掲の評を東夷伝のあとに附加する必要はなかつたもの思う。²⁰⁾

二 梁書における伊都国以後の行程記事の

連続的改作とその発生理由

魏志倭人伝が前漢書の西域伝などを参考し、それらの行程書式を踏襲して書かれたものであることは上述の如くであり、読み方も当

然それにより一定したものがあると思うが、今日に至るまでそれが極めて難解の文であるとされたのはなぜであるか。倭人伝の本文が甚だ紛らわしい書き方になっているので種々の読み方を誘発したことが根本原因であることは云うまでもないが、後漢書及び梁書における倭国にかんする叙述を読むとその理由がいつそうよくわかると思うので、次にはそれについて述べるが、理由説明のつごう上年代的には後漢書よりもずつと後れて書かれた梁書から始める。

倭人伝の行程記事は伊都国までは連続的文体であり、伊都国からは奴・不弥・投馬・弥馬台の各国に至る伊都国からの距離の列挙であり、「水行十日陸行一月」は水行と陸行との列挙である。そしてこの文体は前漢書の書式を受けつぐものである。この論文の第一節はこのことを立証した。だが従来最も有力視されてきた読み方は、全文を連続的進行式の文体とするものであつて、同時に倭人伝は不可解だとするものこの読み方に起因するところが多い。ところで全文の連続的進行式読み方を最初に遺憾なく表現した者は、唐初の姚思廉（一六三七・舒明八歿）が書いた梁書である。その部分を引用すると、

從二帶方一至倭、循海水行、歷三韓國、乍東乍南、七千余里。

始度一海、海闊千余里、名瀚海、至一支國。又度一海、千

余里、名末盧國。又東南陸行五百里、至伊都國。又東南行百

里、至_二奴国_一。又東行百里、至_二不弥国_一。又南水行二十日、至_二投馬国_一。又南水行十日、陸行一月日、至_二祁馬台国_一、即倭王所居。

となつていて、狗邪韓国と对馬国との名をどうしたわけか省いており、伊都国への到達は倭人伝の到をやめて至にしている。一見して氣のつくことは、各国間の行程をどれもこれも又の字で連続させていることである。倭人伝で又の字を使つたのは末盧までに渡海が三回あるので後の二回に使つただけだが、梁書ではそういうことには全く無関心で、陸行でも水行でも行路が改まることに又の字を使用し、帯方から邪馬台までを一貫した連続的進行式の文体たらしめている。即ち全行程は帯方郡から倭国王の首都邪馬台国に至るまでに経過する諸国と、連続する各国間の距離とを連記したものになっているのである。梁書は唐初の撰だから大和の存在を知り、邪馬台と大和とを混同した結果このような連続読みに作りかえたのかというと、そうではない。梁書は宋書にある倭の五王の名をあげているにかかわらず、倭国の記述は魏志倭人伝以上に出していない。右の引用の前に「倭者自云、太伯之後、俗皆文身、去_二帯方_一万二千余里、大抵在_二会稽之東、相去絶遠_一」と書き、それにつづけて右の引用文にはいつているのである。それだのになぜ連続文に作りかえたのだろうか。梁書には魏志にも魏略にも後漢書にもない材料がふくまれ

ているとはいへ、この部分では出てくる国名と道里とが同じだし、別の史料があつたとは思えぬから、やはりこれは魏志や魏略の行程記事を材料にして、その文意を伝えたものに相違あるまいが、原文の伊都国以後をもそれ以前に引き続いた連続的進行形の文体だと思つたからこんな風に書いたのだろう。だが先に述べたとおり魏志は前漢書西域伝の各国の位置を示す停止的列挙の書式を採用しながら、一見伊都国以前の進行的記述に類する表現を用いていて、そこに倭人伝のこの部分の記事の紛らわしさがあるから、そこを一步あやまると梁書のような解釈になり改作になるのである。

梁書の改作は唐の李延寿の北史によつてうけつがれている。北史は隋の国使が竹斯（筑紫）秦王（周防）等の諸國をへて難波の津に着いたことを書いていほほどだから、大和の存在を知り、これを邪馬台と混同して「居_二於邪馬堆_一、則魏志所謂邪馬台者也」としている。だが北史は梁書に従うて伊都国以後を連続的文体につづりながらも、まだ南という方向は変更しなかつた。だから特に「又曰」の二字を入れて南へ南へと連続する帯方郡から邪馬台国までの行程を載せたのである。ただ倭の国境は「東西五月行、南行三月行」だとして東西が南北よりも長い国だとしている。隋書や唐書にもこの長さをそのまま採用したが、帯方から邪馬台国へと連続する長い南行の記事は省略するようになった。だから中国の史書では梁書以来連

続文に改作したが、南とあるのを東に改めて「至_二邪馬台国_一」を「至_二邪摩堆国_一」とした本はない。邪摩堆が大和の音を写したものであることは、唐の章懐太子賢の後漢書の邪馬台国の注に「按今名邪摩堆音之訛也」とあるのによつても知られる。日本書紀が編録される頃には梁書もまたおそらく我國に伝来し、魏志倭人伝の記事を邪馬台国まで連続読みにすることは、もちろん自然で正しい読み方だと思われたであろう。だから北史は見ていなかったとしても、北史と同様に魏志の邪馬台を大和と指すものと信じ、女王卑弥呼に当たる大和の君主を神功皇后に当てることについて、今日我々が感ずるような年代的矛盾などはもちろん感じなかつたに相違ない。だが日本書紀のそうした信念は梁書以上に且それ以前に次に述べる後漢書によつて養なわれたであろう。

三 後漢書における倭国の領域及び構成の誤認と

その原因及びその後世に及ぼした影響

南朝宋の范曄(三九八—四四五)の撰にかかる後漢書は魏志が書かれてから百五十年以内(三九八—四四五)に書かれた本であるが、魏志や魏略を種本に使いながら逆推して後漢時代の倭国を画いたのでかなり無理をしている上に、種本の意味をとりちがえている。倭伝冒頭の次の敘行がそれを暴露する。

倭、在_二韓東南大海中_一、依_二山島_一為_二居_一、凡百余国。自_二武帝滅_二

朝鮮、使_二馱通_一於_二漢_一者、三十許国。国皆称_二王_一、世世伝_二統_一。其大倭王居_二邪馬台国_一。楽浪郡徼_二去_一其国_二万二千里_一、去_二其西北界_一拘_二韓_一国_二七千余里_一。其他大較在_二会稽东冶之東_一、与_二朱崖_一、儋耳_一相近、故其法俗多同。

この文を魏志及び魏略の逸文と対照するとき、それから換骨脱胎したものであることは明白であるが、比較対照の結果、後漢書が原史料を誤つて伝えている部分が少くないことに気づく。魏志が帯方の東南としているところを後漢書は韓の東南としている上に、魏志が其北岸拘_二韓_一国としているところを後漢書は其西北界拘_二韓_一国拘/誤としている。この二箇所の方位の書きかえは後漢書の方が現実に近いように見える。後漢書は本州の倭を知つていたのでなからうとすら思わしめる書きかえである。だが他の箇所では倭地はほぼ会稽東冶の東にあたることを説くあたりは魏志と同じであるのみならず、新

に朱崖・儋耳即ち海南島に近いと云つて、魏志以上に南方においた書き方になつてゐるから、本州の倭を指していないことは明らかである。だから後漢書の方位の変更には無理があると云いうる。次に「倭、凡百余国自_二武帝滅_二朝鮮_一、使_二馱通_一於_二漢_一者、三十許国」という文で新しい部分は「自_二武帝滅_二朝鮮_一」の六字であつて、これが前漢書地理志燕地の条に「楽浪海中有_二倭人_一、分为_二百余国_一、以_二歳時_一献_二見_一云」とあるのを本にしていることは云うまでもないが、

なお「使駅通_二於漢_一者、三十許国」という文も新しい。思うにこれは魏志倭人伝に「今使駅所_レ通三十国」とあるので、魏に通じた三十国は後漢にも通じた国の数だろうという推定から、後漢書は百余国のうち三十許国が漢に通じたと書いたのであろう。同じような書きかえは「楽浪郡徵去_二其国_一二千里」という表現でも見られる。

徵は漢音呉音共にケウであつて境と同字であるが魏略も魏志も带方郡としたところをなぜ楽浪郡徵としたかという、公孫康が楽浪郡の屯有界以内の荒地を分けて带方郡を設けたのは、後漢の末の建安年中のことであつたから(魏志韓伝)、後漢の最盛期を標準にして書いた後漢書に、带方郡の名を載せることは不体裁なので、魏略や魏志が带方郡と云つたところを楽浪郡徵と書きかえたのであると思う。この点後漢書は正直なところを買わなければならないが、徵と云つては楽浪郡の南境になつて了うので、起点が带方郡即ち郡の治所と一致しないことになる点に重大な誤記がある。そして転じて北史になると、それが「去_二楽浪郡境及带方郡_一、並二千里」という倭人伝とは全く違つた新しい記述を生ずる源になるのである。このように後漢書の記述には無理をして生じた誤があるのが目につく。

先に掲げた後漢書倭伝冒頭の数行の中には、倭国の構成にかんして「国皆称_二王_一、世世伝_レ統。其大倭王居_二邪馬台国_一」との記述が見える。これはちよつと見たところではたいへん要領をえた文で、魏

志の倭人伝からは直に捉えることのできない倭国の内部構造を簡結に書いているように見える。その上権威ある後漢書の文である。だから倭人伝によつて倭国を考える者でも、普通にはこの文に従うているようであるが、倭人伝の文をよく読み、倭国の構造を詳しく理解した上でこの文を読むと、このうちには倭国にかんする重大なる誤解をふくんでおり、引いては邪馬台国を女王国と同視し倭国の領域を全く誤解せしめる誘因がこれにあると考えるから、次にその点を説明しよう。

「国皆称_二王_一、世世伝_レ統」という文が、魏志倭人伝の伊都国の条の「世有_二王_一、皆統_二属女王国_一」から案出された文であることは、従来説かれておるとおりであろう。伊都国までの記事は魏略の逸文にもあり、それには伊都国は「其国王皆属_二女王_一也」となつていて魏略の逸文を倭人伝に対照すると、逸文の方が明らかに魏略の原文をそのまま伝えていないと思われる部分が相当あるので、この部分も魏略の原文とおりであるかどうかは疑わしいが、伊都国の正副の官名の次に「其国王」とあるのは伊都国の王を指しているに相違ない。対馬・一支・末盧の三国には官のみあつて王はなかつたが、伊都国のみには官のほか王があつたのである。倭人伝が伊都国の官名をあげた後に「世有_二王_一」としているのは、この伊都国に世襲の王があつたことを云うのである。歴史上地理上及び外交上の理由か

ら特にこの国にのみ国王を保存しようである。倭国の連邦の起源にさかのぼって考うべき問題があると思う。然るに後漢書の記事は倭の百余国又は漢に通じた三十許国には皆王があつたというのだから、伊都国以外の対馬・一支・末盧にも王があつたことになつて明らかにならぬ。

後漢書はこの他にも魏略とは異なると共に明らかに後漢書の方がまちがつた記述をしている部分がある。たとえば後漢書は光武帝から金印をもらつた奴国を「倭国之極南界也」と書いているが、斯馬国等二十一箇国列記の最後の奴国と混同していることは既に先人の説くところである。倭人伝によると伊都国からの東南百里にある奴国は戸数二万と推定されているが、このような奴国こそその戸数も地理的位置も、光武帝から金印をうけるに足りた国柄であるが、それを二十一箇国列記の最後の奴国と混同したのは明らかに後漢書の誤である。更に後漢書が「自女王国東、度海千余里、至拘奴国、云々」としているのは、倭人伝では「女王国東、渡海千余里、復有国、皆倭種」とある文と倭国の南にあつた拘奴国とを結びつけたことになるが、前漢書地理志燕地条の倭人にかんする顔師古の注に「度海千里、復有国、皆倭種」とあるのは魏略の逸文であつて、魏志倭人伝に一致し後漢書と相違する。後漢書はこの部分においては魏略や魏志を材料にして、新しい意味の文を作つてることが明

白であり、単なる地名の混同には止まらない。

後漢書が伊都国王について「世有王、皆統属女王国」と述べた魏志の文を本にして、倭においては「国皆称王、世世伝統、其大倭王居邪馬台国」という文を立てているのは甚だ乱暴な改作であつて、単に国王がなかつた国に国王があつたとするのみならず、女王国と邪馬台国とを混同させる原因を作つている。まず後漢書が「使馱通漢者三十許国」と云つた諸国の中には、対馬・一支・末盧・不弥・投馬など官名のみがあつた国々を含んだはずだが、後漢書はそれらの国にも皆王があつたというのだから明らかに誤つている。その中の不弥国までは既述の如く「自女王国以北」と名づけられた地方であつて、女王国に倭国には属していなかつた。伊都国はこの地方中の一国であつたから、女王国連邦を構成する国ではなかつた。ただ倭国成立の事情に原すぎその国王の位をそのまま存続していたのにすぎないのである。そして「自女王国以北」中の一国として女王国に統属したのである。統属とは下官が上官に服属するが如くに女王国王の命令に服したことを云うのであるから、女王国を構成した諸国の国王が各自の自主権を有してその国を支配し、ただ連邦機構の上では共同推戴の女王国王の主権を認めていた関係とは全く異なるものがあつた。然るに後漢書はこの相違を全く認めていない。後漢書は「自女王国以北」の伊都国王が歴代皆女

王国に統属した特殊の關係を倭の諸國の全般に及ぼし、それを女王國を構成した諸國王の上に立つた大倭王には邪馬台國王が共立されたといい事実には、無理に結びつけたのであつて、通説において見られる二つの誤解が発生する原因を作つたと云える。その一つは伊都國を含む「自『女王國』以北」の國制上の本質の誤認であり、他は女王國と邪馬台國との混同である。実にこの二つの点において従来の倭人伝の解釈が著しい誤を犯していることは既にいくたびも説いたとおりである。わけても邪馬台國と女王國との同視が通説になつてゐることは、倭人伝の解釈を困難ならしめてゐる最も重要な原因であり、倭人伝研究の痼疾であるとも云うべく、ぜひとも根本的治療を必要とするのである。

なお後漢書が「其大倭王居『邪馬台國』」と述べてゐるのは、漢に通じた三十許國をふくむ倭の諸國の各國の王の上に立つ大王を大倭王とよび、彼の居所は邪馬台國であることを意味するが、上に述べたように後漢書は対馬から不弥までの「自『女王國』以北」の諸國までも女王國に倭國の中にふくめてゐるから、後漢書のいう大倭王は彼が統治する倭國領土の認識を誤られた大倭王である。更に大倭王という表現のうちに、後漢書が倭國の國家的本質を見誤つてゐるのではなからうかという疑はないではない。なぜなら「自『女王國』以北」は先に云つたように倭國の本土ではないから支配体制も倭國と

異なる。倭國では共同の國王を立てた諸國王が各自の自主權を有したのに対して、「自『女王國』以北」では各國の舊の國王は王号であつた卑狗(彦)・爾支(稻置か)・多模(玉)などを貶されて官名に変えられ、女王國が任命した一大率等の支配を受けたという点では中國の刺史制度を連想せしめる支配体制が行なわれていたのである。それにもかかわらず、後漢書はこのような支配体制の差を無視して、どの國もいちように邪馬台國にいた大倭王に服従したと述べているのである。だから後漢書の記述を信するならば、女王國に倭國そのものにおいて、たといその中の各國に世襲の王があつたとしても、それらは實質的には官であつて倭國王に統属したのであり、大倭王の下に封建制か郡県制に近いような國家体制が成立しており、大倭王と各國の王との間は君臣關係であると、後漢書は解釈してゐたように思われる。だがこんなに考えたのでは倭國の國家的本質の完全な誤解である。倭國なるものは諸國王が共同して倭國王を立てて作つた上級國家であつた。倭國王とそれら諸國王との關係は連邦王と支那王との關係であつた。封建的關係でもなければ、郡県的關係でもなかつた。倭國王は倭國の主權者として諸國を統合したけれども、支那たる各國の内政などに干渉することはできなかつたはずである。その權限は連邦としての倭國の統治に限られていたのである。「自『女王國』以北」の諸國に対する支配は、かかる連邦として

の倭国の統治のための倭国王の権限として行なわれた^③。それらの諸国は倭国の属領地であつたから、倭国の主権者は一大宰を任命してその地方を支配することができたのである。もちろん倭国の主権者たる倭国王の権力は強かつたであろう。併しそれは単一の大王国家の専制君主ではなかつたから、その権限には限界があり、無能な国王は諸国の反対にあえば退位を余儀なくさせられたのであり、連邦が倭国の本質であつたため倭国はややもすれば内乱に陥り解体を余儀なくさせられたのである。

後漢書が倭国を書くために魏略及び魏志以外の、それらとは全く系統を異にした史料を利用したとすれば別論であるが、そのような形跡はないから、後漢書は魏略や魏志に見える倭国の国制について誤解していたと云わざるをえない。ことに中国の伝統的な王国の觀念が先入見になつていたので倭国が諸国王の共立によつて卑弥呼をその国王たらしめるような連合国家であつたという事実を見のがし、この国を邪馬台国王をその大倭王とする単一王国であると思つたのだと考へる。そして後漢書のこの解釈は後漢書の歴史叙述の基調と無関係ではないようである。邪馬台国王は諸国の共同の推戴をうけて世襲的に倭国王になる慣例が成立していたようだけれども^④、諸国王の王は決して邪馬台国王の家臣的存在ではなかつた。然るに後漢書の「其大倭王居邪馬台国」という文は、大倭王は倭の数十国の諸

王の上に立つ大王であつて、諸国王の共立するところであつたといえそれは形式にすぎず、大倭王の国は連合国家ではなくて単一国家であり、邪馬台国王はこの大王国家の君主であるという解釈を、後漢書が採用したと推定せしめる。そうしてこの解釈が我国でも古來支配的であつて今日に至るもなお主流を為していると思われる。だが私はこうした見方が女王国及び邪馬台国の本質を誤解せしめるのみならず、倭人伝の読み方までも左右して、之を不可解な文献たらしめていると考へる。

む す び

このように伊都国以後をそれ以前の記事に続けて、邪馬台国に至るまで連続的に読むことは唐初の姚思廉の梁書が行のうていて、以後長く今日に及んで支配的である。また対馬以下の三十許国をすべて倭国の中に収めて倭国即ち女王国と「自女王国以北」とを国制上区別しないのみならず、邪馬台国と女王国とを同一視する読み方は、早くも南朝の宋の范曄の權威ある後漢書に始まつている。このことを知るとき、魏志倭人伝の解説の困難は由来するところ実に久しいものがあると云えよう。

だが倭人伝の記述は前漢書の地理志・西域伝・西南夷伝などにおける道里戸数等記載の書式の先例を踏襲したものであるから、前漢

書の文と対照して倭人伝を読めばおのずから一定した読み方があり、一定した解釈が成り立ち、十人十色の読み方になつたりはしないはずのものであると思う。また女王国・倭国・邪馬台国及び「自」女王国「以北」の国制にかんする法理には一定したものがあつて、倭人伝の解説はこの法理と一致すべきはずのものであると考える。

註① 行程を距離と定義するが、之に法定的と地理的とがあつて、ここでは地理的行程である。だが前者が後者の記載の標準になつている場合があるから法定的行程は常に念頭におかるときであらう。法定的行程の定め方には一日の行程を定める者と兩地間の進行に要する日数を定める者とがある。唐の六典は歩・馬・車・舟を分けて一日之程を定め、延喜主計寮式には輪調使の上京の所要日数を陸路と海路に分けて定めている。之に対し地理的行程は甲乙兩地間の距離であるが、之にも二種の表現法がある。その一は動的表現であつて、甲地を発して何程の距離を進んで乙地に達したという進行式表現であり、その二は静的表現であつて甲地から乙地までは何程の距離があるという計測的表現である。この論文では倭人伝に書かれた地理的行程の解釈が研究対象になるのであつて、右にあげた二つの表現形式が伊都国以前と以後とにおいて分かれることが注目を要する点である。

② 魏志もその先行の前漢書も行程に当たる文字として道里を用いている。道は方角及び水陸の別など行路を云い、里は里数であるが日数をも含めている。里数を以て正確な表現法としていた。北史が倭人について「夷人不知里数、但計以日」としてい

るのはそのためである。

③ 藤田豊八『東西交渉史の研究』南海篇、頁九八以下に、比宗・都元・邑盧没・日南象林の位置についての考証あり。誰離国の位置については殆ど考定することができぬとしているが、これは水経注卷一河水の条に引く所の康泰扶南伝に見える担袂ではなかるうか。担袂国は天竺の恒水の河口にあるとなつていて、この担袂につき杉本直治郎氏は『東方アジア史研究』三三九—三九二において考証し、その音 Tam-dit=Tam-lit は pali 名では Tamaliti であり、梵語名では Tamalipi であるとして、唐の玄奘の大唐西域伝卷十の耽摩栗底、義浄の南海寄帰内法伝卷四の耽摩立帝に当たることを論じ、今日ではガンジス河デルタ地帯にあつた国だと論ぜられている。誰は音シンであるが(師固曰、誰音士林反)、湛なら漢音タン、呉音ダンであり、堪にも俗音タンがある。誰は音を異にするも湛・堪からの字形による誤写かも知れぬ、誰は忱・懣と同字である。湛離国ならば Tam-lit であるから、杉本氏の云う地名に相当する。なお藤田氏は黄支国を考定していないが、これはマドラスの南隣地にあつた Kanhi である。杉本上掲書、頁四一七参照。

④ 伊都国以後の至を「まで」と読んで先例は本居宣長の馭戎概言であるが、彼は伊都国以後を連続読みにしたので、最後の陸行一月を一日の誤だらうという新説を立てて南九州説をはじめたほどである。なぜ彼が連続読みにしたかと云えば、中国人の梁書では明らかな連続読みだし、日本書紀が神功皇后紀でそのよみ方をしてる程であるので疑わなかつたのだと思う。彼の

立てた一月を一日と見る説はその後九州説では有力化したがこの一月こそは伊都国以後邪馬台国までの千五百里に当たる重要な数字なのである。

⑤ 邪馬台国Ⅱ狭義の女王国とする通説の誤れることについては、『日本上古史研究』十月号拙稿「魏志倭人伝の新解釈のために——伊野部重一郎氏に答える」を参照されたい。

⑥ 前漢書西域伝上末尾の尉頭国の条に、西捐毒千三百一十里、徑道馬行二日とあるが、この書法は水行十日陸行一月の書法と異なる。甲か乙かという表現ではない。徑道馬行二日の行程があることを特記しているのである。中国の中央民族学院研究部主編、歴代各族伝記会編第一編、頁四〇七には王注として「徐松曰、徑道、山徑之道也。今自烏什至喀什噶爾駝程二千二百二十里、而沿烏蘭鳥蘇徑路凡六百余里、殆猶是歟」としている。

⑦ 伊藤東涯、操觚字訣に「按四維皆用到字」というのは通典州郡志の例によっているが、之は通典独得の用字法で、前漢書西域伝も魏志倭人伝も、この用字法に従っていない。

⑧ 白鳥庫吉「卑弥呼問題の解決」一九四八、『オリエンタリカ』一、頁四八。榎一雄「邪馬台国」昭和三五、頁五三。

⑨ 三国時代の軍行一日程が車行三十里であつたことの旁証として、蜀志二、先主劉備伝十二年条に、比到当陽衆十余万、輜重数十兩、日行十余里、とあるのをあげることができる。之は劉備が孫権と協力して曹操の水軍を赤壁に破る前に曹操から手ひどくやつつけられたことを述べた条下にあり、劉備の軍がこんなに徐行したのに対し曹操が精騎五千を以て之を急追した速度

は一日一夜行三百余里だつたと両者を対照しているのである。日行十数里というのは軍行一日程三十里の半分位でいかに劉備の軍の進行がのろきかつたかを表現し、之に対し馬行は一日程七十里であつただろうから曹操の精騎の一日一夜行三百里は規定の二倍ほどの急追であつたわけである。

⑩ 国制上においては女王国は女王卑弥呼を共に立てて倭国王たらしめた諸国の連合国家である。倭国という連邦である。之に対し邪馬台国は倭国Ⅱ女王国の首都の所在地である。両者の国制上の関係を外面的にのみ比較説明するならば、倭国Ⅱ女王国は旧ドイツ連邦に当たり、邪馬台国はその首都の所在地たるプロシヤ王国に相当する。連邦長ドイツ帝国皇帝は憲法上プロシヤ国王が之を兼ねたように、倭国王は邪馬台国王が之を兼ねたのである。女王国と邪馬台国とが同一でないことはドイツ帝国とプロシヤ王国とが同一でないのと相似している。拙稿「倭の女王国の国家的本質」昭和三五『大倉山論集』八。「女王卑弥呼等倭の女王国王の共立」昭和三六『龍谷大学経済学論集』一。

⑪ 「倭の女王国と部族国家との関係」昭和三七『法制史研究』一二。

⑫ 「自郡至女王国万二千余里」における女王国は女王国が其地において存在するとされている場所である。その意味において邪馬台国に当たつたが、それはこの国が「女王之所都」であつたからである。だから右の史料は「邪馬台国女王之所都」以外になら新史料を加えるものではない。

⑬ 邪馬台国と女王国との同一視が多くの誤解の原因をなしている。そのため、「自女王国以北、戸数道里可略載」なる文が正

解されず、女王国と「自女王国以北」との地理的及び國制的區別が立てられない。従つて女王国「倭國の領域が有明灣から九州東海岸にひろがつていたことが知られず、他面「自女王国以北」である不弥国までの九州北岸地方も倭國の一部分であるとされて倭国自体と区別されない結果となる。なお女王国の本質が諸國の連合國家であるという事実もまた、邪馬台国「女王国」という見方のために全く輕視されるというが如き誤解を生むことになつてゐる。倭人伝が難解の書になつた主要な原因は、この従來の動かすべからざる、邪馬台国「女王国説のうち」に存すると思ふ。なお第三節第三項後漢書の誤解參照。

⑮ もし仮に「自漢以北」が「靡莫之属」の中であつたとすると、後者の領域の中の漢より以北の地方に十を以て数える君長があつたことになる。十を以て数える君長があつた靡莫の地域内に更にまた十を以て数える君長があつたことになつて、明らかにこつけないことになる。これは更にそのあとの方に見らる「君長以十數」は益々狭い面積の地方に十を以て数え君長を重ねるという奇怪な読み方を誘うことになる。

⑯ 仮に「自女王国以北」の地方に女王国を含むものとし、女王国は邪馬台国だと解するならば、邪馬台国は「自女王国以北」の中の一国になる。更に「自女王国以北、其戸數道里可略載」の略載をただ単に戸數道里の記載の義なりと解し、邪馬台国まで略載されてゐると解するならば、邪馬台国もまた略載可能な「自女王国以北」の中に含ましめる読み方が正しいように思へようが、その結果は重大である。なぜなら「自女王国以北」の

諸國は伊都國におかれた一大率の檢察をうけて之を畏懼してゐただから、邪馬台国王「女王国王は彼が任命した一大率の下に立つてその檢察をうけ、之を畏懼した」という奇怪な矛盾に陥るからである。このような誤は「自女王国以北」の意味、邪馬台国と女王国との區別、戸數進里の略載の意味の三者についての誤解に基づく。前掲『日本上古史研究』十月号拙稿參照。

⑰ 私は邪馬台を筑後の山門郡を、抵馬は日向の妻を故地としたと考へるが、伊都から兩國に至る水行は遠い上に、その方角と行路とは複雑なので、「兩水行」とはしていても、実のところ、「遠絶不可得詳」と断わるはかになかつたのである。

⑱ 二十一國中、斯馬國は伊都の故地怡土郡の北にあつた志摩郡にあり、呼邑國は投馬國のあつた日向の妻地方にあつた児湯郡にあつたとすると、共に女王國の本土の外である。

⑲ 「周旋可五千余里」は都から女王國まで一万二千余里の中から狗邪韓國までの七千里を引いた残り五千余里に相当し榎説のとおり狗邪韓國から邪馬台國までを指すものと思ふが、管見は二つの点で同氏の説と異なる。その一は女王國まで一万二千余里というのは女王國の國王の居所までを云い、邪馬台國は國王の居所だから、この國が正に女王國即ち女王國王の所在地とされてゐるのである。女王國「邪馬台國ではない。本文で詳論するとおりである。その二は一万二千余里は女王國王の所在地迄の距離を指すのであるから、それは女王國「倭國の端が邪馬台國だつた」という意味ではない。邪馬台國が水行十日なら、それよりも更に十日の水行を要する投馬國が邪馬台國より南にあつ

でも少しも差支えがない。榎説は前掲書、頁五〇参照。

⑱ 漢魏時代の中国人の世界図は今日の地球上の一部で広く見ても地表の六分の一、陸地の三分の一程度であった。前漢書西域伝上の烏戈山離国条には、長安の西方一万二千二百里にあつたこの国（首府）から西行百余日で条支国に至るべく、条支から水行して西に百余日を行けば、「日の入る所に近し」という説をのせている。魏略所載の西戎伝はこの説を改め、大秦（ローマ帝国）より西が「日の入る所に近し」としている。他方魏志東夷伝の初の総説は今日の沿海州の海岸は「東大海に臨み」、「日の出ずる所に近し」との長老の説をのせている。

⑲ 倭地の面積・戸口の誇大化の原因について、白鳥庫吉氏は後漢書西南夷伝に見える李固駁の南蛮遠征の不可を論じた条を引き、倭国に対して行動することを警めるためだと論じているが、それよりも西域諸国と対照的に倭地を誇大化したのであつて、根底は中国人の当時の想像的な世界像にもとづくであろう。

⑳ 三国志の時代は魏・蜀・呉の三国共に相互の攻防におわれて余念なく、南方に開けた呉といえども遠く外夷に向つて経営を施すほどの余力はなかつたようだから、魏志が烏丸鮮卑東夷伝を設けた以外には外夷のために伝を立てて書くほどのことがなかつたのだらうと思う。だから魏志の終の評は外夷伝についての三国志の一般的態度を表明したものと云いうる。

㉑ 後漢書が楽浪郡の徼即郡界は倭国から万二千余里だとしたの

は、本文所述の如く後漢の盛期には帯方郡がなかつたから、楽浪郡の南部をさすために徼と云つたのだらうが、之は距離を治所間ではかつた魏志・魏略の計算法を無視してそれらの数字をあげているのであるから、読者をして書式についての誤解を起させる危険性がある。前漢書西域伝の列拳式記載法を用いた唐の杜佑の通典の州郡志では、郡と郡との間の行程は兩郡の治所間の里数で示したから、郡界までの距離は必ず郡界と明記している。例えば同書卷一八四、臨江郡には東至感義郡百四十九里、東南到感義郡界八十三里。卷一八二、長樂郡では、北至山四十四里、山外至永福郡界、東南水路到海一百六十四里、西南到清源郡五百里、西北到建安郡界七百二十里とあり。北史が後漢書と魏志とを合わせて「又云、去楽浪郡境及帯方郡、並一万二千里」としたのは、史料を吟味しない粗雑極まる記述である。

㉒ 倭国の起源と伊都国の関係については前掲拙稿「倭の女王国」と部族国家との関係」第五節参照。

㉓ 前掲拙稿「倭の女王国の国家的本質」頁六四。

㉔ 内藤虎次郎『支那史学史』頁一八四—五に、中国の史書の叙述法が范曄の後漢書からは本来の材料を潤色して文を改めるようになったこと、殊に彼は余程の名分家であつたので原文を書きかえた所が多かつたことが説かれている。

㉕ 前掲拙稿「卑弥呼等倭の女王国王の共立」頁一三九以下。

korum Pass route from Yarkand to Leh and Srinager.

The political and social reforms in countries east and west of the Pamirs took place after the Soviet Revolution, and the road and traffic conditions have changed unimaginably greatly, so I have to limit the scope of the paper to the mountain paths in the Pamirs at the time of 1910s, which seem almost unchanged since the prehistoric ages.

Following of the Writing Forms of Ways and Distances
of the Chronicle of Former *Han* 前漢書 *Ts'ien-han-shu*
in *Wei-chih-wo-jên-ch'uan* 魏志倭人伝

by

Kenji Maki

The records about the roads in the *Wei-chih-wo-jên-ch'uan* 魏志倭人伝 have been interpreted at random, with some contradiction and incomprehensibility by scholars. But as every part of these records were written after the certain writing forms, we cannot read them so freely. That is, they ran after those of the *Ts'ien-han-shu* 前漢書.

In the four states from *Tsushima* 對馬 to *Ito* 伊都 the continuing writing style, which was of used in the chapter of *Yueh-ti* 粵地 of *Ti-li-chih* 地理志 *Ts'ien-han-shu* 前漢書, was followed. The articles in the four states beyond *Ito* were written following the form used in the *Si-yu-ch'uan* 西域伝 of the same book. "Ten days by water, one month by land" shows the two different ways to *Yamatai* 邪馬台 from *Ito* as the starting-point.

The relation between *Yamatai* and *Queen state* 女王国 and the meaning of "the brief descriptions of number of houses and ways and distances" can be understood by consulting the *Si-yu-ch'uan* 西域伝, and that of the description "north of Queen state" by consulting the *Nan-man-ch'uan* 南蛮伝. And these interpretations coincide with the study on legal nature of Queen state or *Wo-kuo* 倭国.

From these interpretations, we understand the misreading about the *Wo-jên-ch'uan* 倭人伝 is derived from the description of *Wo* 倭 of the *Hou-han-shu* 後漢書, the next old book concerning *Wo* after *Wei-chih* 魏志.